

令和 3 年 5 月

第 3 回（臨時会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

再議第 2 号	発議第 6 号に関する議決の再議について----- ----- 1 頁
---------	--

再議第2号

発議第6号に関する議決の再議について

令和3年5月第3回香芝市議会臨時会において、令和3年5月13日に議決された発議第6号「再議第1号発議第4号に関する議決の再議に対する修正について」は、次の理由のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第4項の規定に該当するので、その再議に付する。

令和3年5月19日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

理由

令和3年5月13日になされた発議第6号「再議第1号発議第4号に関する議決の再議に対する修正について」の議決（以下「本件議決」という。）は、香芝市長が令和3年5月6日に行った令和3年4月第2回香芝市議会臨時会において令和3年4月26日になされた発議第4号「香芝市議会基本条例を制定することについて」の議決に対する再議（以下「本件再議」という。）の理由にあたる地方自治法（以下「法」という。）「第176条第1項」を「第176条第4項」に修正するというものであるところ、そのような修正を行う議決は香芝市議会の「権限を超える」ものである。

- 1 議会には法第176条第1項又は第4項の要件についての判断権がないこと

法第176条第1項の規定は、「議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、・ ・これを再議に付することができる。」

とあり、同条第4項は、「議会の議決がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、・・・これを再議に付さなければならない。」とあって、異議の主体あるいは再議要件を「認める」主体を、普通地方公共団体の長に限定している。

すなわち、香芝市議会にはその要件該当性に対する判断権が認められていない。

2 議会は、再議理由を修正できないこと

そもそも法第176条の規定による再議とは、普通地方公共団体の長がその対象となった議決を無効にして改めて議決のやり直しを当該普通地方公共団体の議会に求めるもので、そこで審議の対象とされるのは普通地方公共団体の長が述べた再議の理由である。すなわち、普通地方公共団体の長が述べた再議の理由に正当性があるか否かを判断するだけのもので、それに正当性があると判断すれば、再議の対象となった議案を否決すればよいし、逆に正当性がないと判断すれば改めて議案を可決すればよいだけである。

例えば、仮に、市長が議会発議の条例制定議案に係る議決に対して行った再議の事由が法第176条第4項の規定に該当するものであるところを同条第1項として異議を述べたなら、議会はその判断の誤りを指摘し再議の理由に正当性なしとして法第176条第3項の規定による出席議員の3分の2以上の同意を得ることにより当該議案の議決を確定させればよいだけである。

その意味で本件再議についても、再議の理由と再議の対象となった議決の議案とは全く異なるものであり、香芝市議会がその議案を修正することはできても、再議の理由に対して議会の修正権を認める根拠法令もないから、再議の理由までも修正することはできず、それをすることは香芝市議会の権限逸脱となる。

仮に、香芝市議会がこれを修正できるとすると、それは議会が述べる異議理由となってしまい、香芝市長が述べた異議理由を香芝市議会で審議するという法第176条の規定の制度趣旨が損なわれ、また、香芝市議会が法第176条第4項の規定の該当性を認めて本件議決をすることは、自らが議決の法令違反を認めて廃案とすることにもなりかねず、審議をする意味がなくなってしまう。

3 本件再議理由は、法第176条第4項の規定に該当しないこと

法第176条第4項の規定には、「議決」がその権限を超え、又は法令

若しくは会議規則に違反すると認めるときとあり、「議案」がその権限を超え、又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときとはされていない。

すなわち、同項は、議会の議決の在り方における権限逸脱あるいは法令違反、例えば、定足数を欠いた場合や議決が過半数を得ていない場合等の議決そのものの瑕疵を問題とするものであり、議案の内容の権限逸脱あるいは法令違反を問題とするものではない。

その意味で本件再議についても議決の対象となった議案の内容と議決そのものとは明確に区別しなければならないのであり、議案内容の法令違反は同項の対象外であり、それを理由とする再議は、一般的な市長の異議（拒否権）として同条第1項の規定によることになる。

このことは、同条第4項の規定の拒否権が認められなかった時に同条第5項の規定で都道府県知事に対する審査の申立てや同条第7項の規定で機関訴訟が用意されていることから裏付けられる。

すなわち、そこで制度化されている都道府県知事に対する審査の申立てや機関訴訟は、一般の行政不服審査や司法裁判と異なり、「地方公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争」を審査するものであり、そもそも条例や規則の制定内容に対する法令の適合性を審査することを予定していないからである。

法第176条第4項の規定による普通地方公共団体の長の拒否権は、議会における民主主義の根幹が議案内容ではなく、議決過程、言い換えれば議決権行使手続が適正にあることを重視して、その不正が見逃されないように普通地方公共団体の長の監視義務として認められたところに制度の本旨がある。